あきさぽ保育園病児保育室　　利用規約兼利用同意書　　(重要事項説明書)

保護者保管用

第１条　　名称及び所在地

名称を「あきさぽ保育園病児保育室」（以下、本保育室）とし、本保育室を広島県安芸郡府中町大須３丁目 8-28 に置く。

第２条　　設置者

設置者を、特定非営利活動法人　安芸ソーシャルサポートの会（以下、設置者）理事長 日比　正規（住所：広島県安芸郡海田町窪町１０－１０）とする。

第３条　　運営者

運営者を、特定非営利活動法人　安芸ソーシャルサポートの会（以下、運営者）理事長 日比 正規（住所：広島県安芸郡海田町窪町１０－１０）とする。

管理者

管理者を、園長 新谷 裕美子（住所：広島県安芸郡府中町大須３丁目８－２８）とする。

第４条　　目的

病気やけがのため集団保育の困難な園児・児童を一時的に預かる業務を行うことにより、
地域の子育て支援を目的とする。

第５条　　看護保育の方針

小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第６条　　病児保育の対象

１．利用対象は、概ね生後６か月から小学６年生までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭で育児が困難な場合とする。

２．感染力、重症度等の観点から、麻疹、水痘、結核、その他感染力の強いものは対象から外す。また、満１歳に達した児は麻疹風疹:混合ワクチンを接種していることを利用の条件とする。

３．定員は２名とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。

第７条　　利用方法

１．利用できる日及び時間は次のとおりとする。

利用できる日：月曜日から金曜日

（祝祭日・年末年始・施設休園日・施設が指定した休業日を除く）

利用できる時間：午前８時 30 分から午後５時 30 分まで

・予約は次のとおりとする。

前日までに病児保育室に電話で問合せをし、空き状況の確認と予約を行う。

当日であっても定員に空きがあるなど受け入れが可能な場合もある。

キャンセルの場合は、分かり次第必ず病児保育室に電話連絡を行う。状況に応じてキャンセル料が発生する場合がある。

２．登録時提出書類、利用時提出書類は次のとおりとする。

【登録時提出書類】①「利用規約兼利用同意書」、②「あきさぽ保育園病児保育室利用登録申込書」、③「家庭調査票」、④「児童健康記録票」、⑤「園児・児童表」、⑥「食事問診票」を対象児保護者が記入し、利用日までに本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日】「利用申請書(利用日当日用)」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」（投薬が必要な場合のみ）は対象児保護者が記入し、「診療情報提供書」は主治医に記入してもらい、予

約時もしくは利用日初日に本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日以外】「利用申請書(利用日当日用)」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」（投薬が必要な場合のみ）は対象児保護者が記入して本保育室へ提出する。

３．病状の変化した時の対応について

本保育室が、弊社もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けたあとすみやかに対応すること。ただし、けいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

４．インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じ本保育室の判断で迅速診断検査を行うことがある。

第８条　利用料金及び持物等

１．児童１人につき、　１回当たり 1,500 円（税込）

※あきさぽ保育園在園児については無料、連携企業の子どもに関しては１回当たり 500 円(税込)

※生活保護世帯、市民税非課税世帯については無料。（免除措置を受ける場合は要相談）

２．アレルギー等の関係上、食事・おやつ・ミルク・飲み物は各自で用意すること。

３．オムツなどの必要な身の回りの物は各自で用意すること。用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う場合がある。

第９条　利用料金支払方法

利用料金や別途生じた費用はお迎え時に精算する。

第１０条　補償制度

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第１１条　利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。

② 新型感染症等の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。

③ 気象警報等が発令されたとき。

④ 弊社の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。

⑤ 本利用規約に従わないとき。

第１２条　保護者の義務

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第１３条　相談窓口

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、園長　新谷　裕美子（電話 082－569－7307）とする。

第１４条　規約の変更

本規約の変更は弊社が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用について同意します。

年　　月　　日

保護者氏名：　　印

あきさぽ保育園病児保育室　　利用規約兼利用同意書　　(重要事項説明書)　　園保管用

第１条　　名称及び所在地

名称を「あきさぽ保育園病児保育室」（以下、本保育室）とし、本保育室を広島県安芸郡府中町大須３丁目 8-28 に置く。

第２条　　設置者

設置者を、特定非営利活動法人　安芸ソーシャルサポートの会（以下、設置者）理事長 日比　正規（住所：広島県安芸郡海田町窪町１０－１０）とする。

第３条　　運営者

運営者を、特定非営利活動法人　安芸ソーシャルサポートの会（以下、運営者）理事長 日比 正規（住所：広島県安芸郡海田町窪町１０－１０）とする。

管理者

管理者を、園長 新谷 裕美子（住所：広島県安芸郡府中町大須３丁目８－２８）とする。

第４条　　目的

病気やけがのため集団保育の困難な園児・児童を一時的に預かる業務を行うことにより、
地域の子育て支援を目的とする。

第５条　　看護保育の方針

小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第６条　　病児保育の対象

１．利用対象は、概ね生後６か月から小学６年生までの児童で、病気やけがであることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない理由で、家庭で育児が困難な場合とする。

２．感染力、重症度等の観点から、麻疹、水痘、結核、その他感染力の強いものは対象から外す。また、満１歳に達した児は麻疹風疹:混合ワクチンを接種していることを利用の条件とする。

３．定員は２名とする。但し、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。

第７条　　利用方法

１．利用できる日及び時間は次のとおりとする。

利用できる日：月曜日から金曜日

（祝祭日・年末年始・施設休園日・施設が指定した休業日を除く）

利用できる時間：午前８時 30 分から午後５時 30 分まで

・予約は次のとおりとする。

前日までに病児保育室に電話で問合せをし、空き状況の確認と予約を行う。

当日であっても定員に空きがあるなど受け入れが可能な場合もある。

キャンセルの場合は、分かり次第必ず病児保育室に電話連絡を行う。状況に応じてキャンセル料が発生する場合がある。

２．登録時提出書類、利用時提出書類は次のとおりとする。

【登録時提出書類】①「利用規約兼利用同意書」、②「あきさぽ保育園病児保育室利用登録申込書」、③「家庭調査票」、④「児童健康記録票」、⑤「園児・児童表」、⑥「食事問診票」を対象児保護者が記入し、利用日までに本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日】「利用申請書(利用日当日用)」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」（投薬が必要な場合のみ）は対象児保護者が記入し、「診療情報提供書」は主治医に記入してもらい、予

約時もしくは利用日初日に本保育室へ提出する。

【利用時提出書類：初日以外】「利用申請書(利用日当日用)」、「家庭連絡票」、「与薬依頼書」（投薬が必要な場合のみ）は対象児保護者が記入して本保育室へ提出する。

３．病状の変化した時の対応について

本保育室が、弊社もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けたあとすみやかに対応すること。ただし、けいれんなど、病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

４．インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じ本保育室の判断で迅速診断検査を行うことがある。

第８条　利用料金及び持物等

１．児童１人につき、　１回当たり 1,500 円（税込）

※あきさぽ保育園在園児については無料、連携企業園児に関しては１回当たり 500 円(税込)

※生活保護世帯、市民税非課税世帯については無料。（免除措置を受ける場合は要相談）

２．アレルギー等の関係上、食事・おやつ・ミルク・飲み物は各自で用意すること。

３．オムツなどの必要な身の回りの物は各自で用意すること。用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う場合がある。

第９条　利用料金支払方法

利用料金や別途生じた費用はお迎え時に精算する。

第 10 条　補償制度

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等の場合はこの限りでない。

第 11 条　利用制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、保育の途中にかかわらず利用を制限し、また受け入れをお断りする場合がある。

① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。

② 新型感染症等の発生、流行など、感染の危険性が高いとき。

③ 気象警報等が発令されたとき。

④ 弊社の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。

⑤ 本利用規約に従わないとき。

第 12 条　保護者の義務

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間、「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第 13 条　相談窓口

利用にあたっての相談、質問、苦情等の窓口は、園長　新谷　裕美子（電話 082－569－7307）とする。

第 14 条　規約の変更

本規約の変更は弊社が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用について同意します。

年　　月　　日

保護者氏名：　　印